

## 第 16 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 22 年 8 月 30 日開催）

### ・出席者

会長	知事欠席代わって副知事出席
委員	運輸事務官
同	内務技官
同	運輸事務官
同	愛媛県会議員
同	松山市長
同	今治市長
同	今治市会議員
同	宇和島市長
同	宇和島市会議員 3 名
同	愛媛県技術吏員
番外幹事	愛媛県技術吏員 2 名
同 同	松山市理事
同 同	今治市技師
同 同	宇和島市技師

### ・議事目録

報第 25 号	会長委員幹事異動報告
議第 39 号	松山復興都市計画土地区画整理及び同事業変更の件
議第 40 号	宇和島復興都市計画土地区画整理及び同事業変更の件
議第 41 号	宇和島特別都市計画公園決定の件
議第 42 号	今治特別都市計画地域指定の件
議第 43 号	宇和島特別都市計画地域指定の件
議第 44 号	松山特別都市計画地域指定の件

## 議第 39 号 昭和 22 年 3 月 6 日戦復媛第 170 号内閣総理大臣付議

### 松山復興都市計画土地区画整理及び同事業変更の件

昭和 22 年 8 月 13 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

戦復媛第 170 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定によって次のように松山復興都市計画土地区画整理及び同事業変更を其の会議の審議に付する。

昭和 22 年 3 月 6 日 内閣総理大臣

第一 松山復興都市計画土地区画整理中第一を次のように改める。

#### 一 区域中

八代町、幸町、本町 7 丁目、本町 8 丁目、本町 9 丁目、北味酒町の一部を全部に改める。東一万町、御寶町、此花町、築山町の全部を一部に改める。  
道後湯之町字祝谷、南江戸町の一部を追加する。

持田町、湯渡町、新立町 2 丁目の一部は削除する。

二 地積中

「約 150 万坪」を「約 163 万坪」に改める。

第二 右追加地積「約 13 万坪」の区域を松山特別都市計画事業復興土地区画整理施行地区に編入する。  
(別紙図面表示の通り)

理由書

先に決定した復興土地区画整理の区域中今回国鉄用地の移設及び過小宅地救済の必要上西部及び北部において新たな部分を追加すると共に東部において焼残り建物のある事業困難なる部分を除外し、かくて新たに追加した区域を事業区域に編入して土地区画整理の遂行を図る。

**議第 40 号 昭和 22 年 3 月 6 日戦復援第 460 号内閣総理大臣付議  
宇和島復興都市計画土地区画整理及び同事業変更の件**

昭和 22 年 8 月 13 日提出 都市計画愛媛地方委員長

戦復援第 460 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定によって次のように宇和島復興都市計画土地区画整理及び同事業変更を其の会議の審議に付する。

昭和 22 年 3 月 6 日 内閣総理大臣

第一 宇和島復興都市計画土地区画整理中第一を次のように改める。

一 区域中

御殿町の次に榊形町の全部を加え、明倫町の次の榊形町は削除する。

丸の内の次に北新町の一部を加え、鶴島町の全部とあるを一部に改める。

二 地積中

「約 55 万坪」を「約 51 万坪」に改める。

第二 右一部追加の区域を宇和島特別都市計画事業復興土地区画整理施行地区に編入する。  
(別紙図面表示の通り)

理由書

先に決定した復興土地区画整理の区域中大字明倫町地内の一部を公園計画上新たに追加すると共に大字和霊地内の鉄道用地は鉄道省において買収する為之を除外し、かくて新たに追加した区域を事業区域に編入して土地区画整理の遂行を図る。

**議第 41 号 昭和 22 年 4 月 15 日戦復援第 677 号内閣総理大臣付議宇和島特別都市計画公園決定の件**

昭和 22 年 8 月 13 日提出 都市計画愛媛地方委員長

戦復援第 677 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定によって次のように宇和島特別都市計画公園決定を其の会議の審議に付する。

昭和 22 年 4 月 15 日 内閣総理大臣

宇和島特別都市計画公園

第一 都市計画公園の番号、名称、位置、地積は次の通りである。

【番号、名称、位置、地積】

- 1、天赦公園、宇和島市御殿町、明倫町、薬研掘の各地内、約 4.9 ヘクタール  
別紙図面表示の通り

理由書

本市は従来公園と称すべきものがないので今回戦災復興を機に本案のような都市計画公園を決定し運動施設等を設け市民の保健慰楽に供すると共に本市の健全なる発展に資する。

**議第 42 号 昭和 22 年 7 月 9 日戦復援第 678 号内閣総理大臣付議今治特別都市計画地域指定の件**

昭和 22 年 8 月 13 日提出 都市計画愛媛地方委員会  
戦復援第 678 号 都市計画愛媛地方委員会  
都市計画法第三条の規定によって今治特別都市計画地域指定を其の会議の審議に付する。  
昭和 22 年 7 月 9 日 内閣総理大臣

今治特別都市計画地域

- 第一 今治特別都市計画地域を別紙図面表示の通り定める。
- 第二 既定今治都市計画地域はこれを廃する。

理由書

過般の戦災に鑑み復興計画上既定の地域はこれを廃し、今回新たに本案のように地域を指定し、土地利用の合理的統制を図り以て本市将来の健全な発展に資する。

**議第 43 号 昭和 22 年 7 月 9 日戦復援第 679 号内閣総理大臣付議宇和島特別都市計画地域指定の件**

昭和 22 年 8 月 13 日提出 都市計画愛媛地方委員会  
戦復援第 679 号 都市計画愛媛地方委員会  
都市計画法第三条の規定によって宇和島特別都市計画地域指定を其の会議の審議に付する。  
昭和 22 年 7 月 9 日 内閣総理大臣

宇和島特別都市計画地域

- 第一 宇和島特別都市計画地域を別紙図面表示の通り定める。
- 第二 既定宇和島都市計画地域はこれを廃する。

理由書

過般の戦災に鑑み復興計画上既定の地域はこれを廃し、今回新たに本案のように地域を指定し、土地利用の合理的統制を図り以て本市将来の健全な発展に資する。

**議第 44 号 昭和 22 年 7 月 9 日戦復援第 680 号内閣総理大臣付議松山特別都市計画地域指定の件**

昭和 22 年 8 月 13 日提出 都市計画愛媛地方委員会  
戦復援第 679 号 都市計画愛媛地方委員会  
都市計画法第三条の規定によって松山特別都市計画地域指定を其の会議の審議に付する。  
昭和 22 年 7 月 9 日 内閣総理大臣

松山特別都市計画地域

第一 松山特別都市計画地域を別紙図面表示の通り定める。

第二 既定の都市計画地域はこれを廃する。

理由書

過般の戦災に鑑み復興計画上既定の地域はこれを廃し、今回新たに本案のように地域を指定し、土地利用の合理的統制を図り以て本市将来の健全な発展に資するにある。

書記：只今より委員会を開催いたします。

議長：議事に入ります前に一言御挨拶をいたします。

私は過般副知事に就任いたしました〇〇でございます。本日ご来会の皆さんにまだ御挨拶を申し上げておりませんが私は甚だ未熟者でございますが、皆様のご指導とご援助によりまして、職責をまっとうしたいと思っております。今後いろいろとご相談なり、御鞭撻なりをいただくことが多々あることだろうと思っておりますが、何分にもよろしくお願いをいたします。では只今より開会いたします。議案は松山復興都市計画土地区画整理及び同事業変更の件ほか5件でありまして、さきに内閣総理大臣より当委員会に付議に当たりましたので、御審議をお願いいたします。議案の審議に移ります前に議事規則によりまして議事録署名者を指名したいと思います。それでは委員と委員のこのお二人をお願いいたします。なお規定によりまして、市長並びにその市に関係のないものにつきましては審議に干渉することが出来ない規定になっておりますので、関係ないものに対しましてはその席で傍聴をお願いします。ではこれより議事にはいります。報第25号はお手元に配りましたものによりまして御承認をお願いいたします。議案第39号につき御審議を願います。議案を一応朗読させます。

(書記朗読)

議長：では一応議案の説明をいたさせます。

幹事：いま理由書で読み上げました通り変更理由としましては、ここに読み上げた通りであります。大体理由とするところはこの通りでございます。

議長：ご質問がありましたらどうか。

委員：一番町から大街道3丁目に通る線はこの図面では北へ寄っているようですが、どの付近までですか。

幹事：大街道線は一番町までが15メートルで、それから城北練兵場までが12メートルです。なお南の方へ向かっては一番町から千舟町との交差点までが15メートルになります。

議長：格別御質問はございませんか。御質問がなければ読会を省略しまして採決したいと思います。御異議はございませんか。

(異議なしという者多し)

では採決することといたします。原案通り可決確定といたしまして御異議はございませんか。

(異議なしという者多し)

では原案通り可決確定といたします。次に第40号議案を議題といたします。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

続いて議案の説明をいたさせます。

幹事：いま理由書で読み上げました通り以前の区画整理区域中には宇和島の停車場とか貨物操車場を含めていましたが、之を除きました。これは昭和 22 年度に鉄道省が事業をやりますので除外しましたのと、新たに天赦園横に公園用地として増加変更をいたしました。大体変更理由は只今読み上げました通りであります。

議長：御質問があればどうぞお願いいたします。御質問がなければ読会を省略しまして採決したいと思いますが御異議はございませんか。

(異議なしという者多し)

それでは採決したいといたします。原案通り可決確定として御異議はございませんか。

(異議なしという者多し)

御異議がないようでございますから原案通り可決確定といたします。

次に第 41 号議案の御審議をお願いいたします。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議案の説明をいたさせます。

幹事：今度戦災復興計画によりますと、大体区画整理区域の 10%以上を公園にするということになっておりまして、宇和島市でも適当な公園がなく、かつ運動施設もございませんので、現存する天赦園に附設してここにあるような案を提出した次第でございます。

議長：御質問があれば。

委員：天赦園を公園にすることに関しましては異議はないのでございますが、公園の将来の都市計画に対する見通しについて御意見を承りたいと思います。なるほど都市計画の地積の 1 割以上の公園を置くというのはいいのでありますが、宇和島市は中央に抱いている城山が相当な坪数を持っておりまして、これを利用するようになれば相当なものを将来公園にすることができると思います。これは現在伊達家が持っておりますが、将来宇和島市に所有権が移るようになっております。これが若し将来宇和島市に移ることとなりますと、相当に公園化が図られることとなります。すると都市計画法の上からは平面公園とするが、城山のようなのを平たくして公園にし得られるのかどうかをお聴きしたいのであります。

幹事：お話のように城山を公園にする計画は結構ですが、今度やりましたのは大体運動公園で、城山ですと、運動以外の公園だと思えます。復興院でも昭和 23 年度から公園の事業化を頗る強化することとなっており、次々実現することと思えます。

委員：天赦園の公園化につきまして御質問をいたします。天赦園は運動場の形態の中に取り入れることは困難だと思います。追加願うものを平面化して公園化するといいと思います。天赦園は地方有数のものでまた伊達家はその所有ということについて非常に興味をもっております。伊達家といたしましては財産を外すこととなりますので大変執着を持っていると聞いております。すると単なる賠償金では困難だと思いますが、やはり一体化してやるのか、また単純にやれるのかの御意見をお聞きしたい。公園決定の場合はこれが例え天赦園のような個人のものでも決定して差し支えないのですか。

幹事：決定しても差し支えありません。

委員：その点はわかりますが、ただ補償金額に就いて単なる平面地区のようにやっぴいのですか。天赦園に対しては市で賠償するのか、国が賠償するのか、それを聞きたいのです。

幹事：単に公園として使用するのです。管理を市でやり、別に賠償しなくてもいいと思います。市で管理して公園化するのにその賠償の要はないと思います。

議長：只今の説明でよろしゅうございますか。

委員：よくわかりました。結構です。

議長：他に御異議はございませんか。別に御質問がなくば読会を省略して採決したいと思います。御異議はございませんか。

(異議なし、異議なしという)

御異議はございませんか。それでは採決をいたします。原案通り採決してよろしいか。

(異議なしという者多し)

御異議がないようでございますから原案通り可決確定といたします。

次に第 42 号議案の御審議をお願いいたします。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：一寸勘違いをしておりました。42 号、43 号、44 号の 3 議案はいずれも関連をいたしておりますので、それでは改めて第 42 号議案から第 44 号議案以上 3 案を併せてご審議願うことといたします。改めて朗読いたさせます。

(書記朗読)

続いて議案の説明をいたさせます。

幹事：議案の説明を申し上げます。松山、今治、宇和島の 3 市の内今治は既に地域が確定しておりますが、今般只今読み上げました通りに変更をしたいと思いますのでここに提出したしだいでございます。大体戦災地復興につきましては 20 年 10 月 31 日に根本方針が閣議で決定をいたしましたので、それ以来復興計画を立てて参りました。まず土地利用計画を立てその計画が根本になっております。現在は市街地建築物法が変更になっておりませんので、今回御審議をいただきますのは現在の市街地建築物法に依る地域を設定して戴くのであり、商業地域、工業地域、住居地域、未指定地域と別れるようになっておりますが、将来の改正は今までやっていた地域地区の指定を細分する。いわゆる住居地域は住居専用地区、店舗地区、集合住宅地区、普通住宅地区、菜園住宅地区、工業地域は甲種工業地区、乙種工業地区…、商業地域は商業専用地区、あるいは港湾地区、または慰楽地区、公館地区等の特別地区に細分することになります。今回は只今申し上げました地区が将来誕生することを前提として現行法によって指定することになっております。

議長：ご質問はございませんか。

委員：この問題につき直接関係はありませんが、前にも御審議があったことと思いますが、道路、公園には大体何パーセントくらいになるのですか。

幹事：民有地に対して大体公園その他に潰される土地は、松山が 25%、今治が 21%くらいです。

委員：全体に対してです。

幹事：今申しましたのが全体に対してでありまして大体公園や道路その他に潰れる土地は松山 25%くらい、今治 21%くらいでございます。

委員：そうですか。

委員：それからこの地図を見ますと工業地域の指定が少ないように思いますが中小商工業振興の大切な場合このことについてお聞きしたい。

幹事：現行法により未指定地域は馬力数で 50 馬力以下となっております。未指定地域は将来乙種工業地区で 50 馬力以下ということになっております。

委員：50 馬力以下ですと許可する可能性がありますか。

幹事：50 馬力以下は家内工業と認められているようです。

委員：次に商業地域指定の場合店舗と住居の区別の比率はどう考えておられますか。

幹事：それは考えていないが、商業地域とすると住居と併用してよいわけです。

委員：店舗に番人を置くとかの場合の%はどうされるのですか。

幹事：それはありません。只今は松山の震災地の区画整理をやる方針ですが、将来は松山市全体の地域では堀江、三津方面についても相当考えております。

委員：50馬力以下だったら許可するというのであればそれでいいと思います。

委員：松山市の古町の方の商業地域は大体どの辺ですか。

幹事：大体現在の古町駅を中心としております。

委員：地図に南北がありますね、あれは。

幹事：あれは萱町です。これは家内工業の家具等があり、これを全部出さんといけないので、入れているのです。

委員：萱町は今度何メートルになるのですか。

幹事：8メートルです。

委員：南北を貫くことになりましたが。

幹事：ずっとなるんです。

委員：これは特別都市計画区域の指定ですか。

幹事：大体区画整理をやる地域だけとなっております。

委員：大体震災都市の坪数でいっているんだね。

幹事：大体そうです・宇和島市はほとんど全体です。

委員：元結掛は指定の中には入っていないのではないですか。

幹事：今度の地域指定の中には入っております。

委員：なるほどこれには入っておりますね。

委員：今治市に関しては質問はございません。

委員：宇和島市も異議はありません。

議長：格別他に御質問はございませんか。御質問なくば読会を省略して採決したいと思いますが御異議はございませんか。

(異議なしとの声多し)

では3案に付き採決をいたします。原案通り可決確定して御異議はございませんか。

(異議なし、異議なしという)

御異議がないようですから原案通り可決確定完議といたします。

以上で今日提案いたしました議案全部を無事議了致しました。みなさんは炎暑のみぎり、且又ご多忙の折御参集をいただき、慎重御審議を賜りまして全部原案通り可決いたしましたことを感謝申し上げます。ではこれにて閉会いたします。まことにありがとうございました。

## 第17回愛媛都市計画地方審議会（昭和23年3月31日開催）

### ・議事目録

- 報第26号 会長委員幹事異動報告
- 議第45号 今治特別都市計画公園緑地及び墓苑決定の件
- 議第46号 松山特別都市計画公園緑地決定の件
- 議第47号 松山特別都市計画公園墓地決定の件
- 議第48号 宇和島特別都市計画公園中追加変更の件
- 議第49号 八幡浜生産再建整備都市計画事業並びにその執行年度決定の件
- 議第50号 新居浜生産再建整備都市計画事業並びにその執行年度決定の件
- 議第51号 西條都市計画街路変更及び同生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度決定の件

### 議第45号 昭和22年10月10日戦復媛第2877号内閣総理大臣付議

#### 今治特別都市計画公園緑地及び墓苑決定の件

昭和23年3月31日提出 都市計画愛媛地方委員会

戦復媛第2877号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定によって次のように今治特別都市計画公園緑地及び墓苑決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和22年10月10日 内閣総理大臣

### 今治特別都市計画公園緑地及び墓苑

第一 都市計画公園緑地及び墓苑の番号、名称、位置、地積は左の通りである。

#### ・公園の部

##### 【番号、名称、位置、地積（約ヘクタール）】

- 1、吹揚公園、今治市大字蔵敷地内、7.035
- 2、天保山公園、今治市大字蔵敷地内、3.736
- 3、御厩公園、今治市大字蔵敷地内、2.731
- 4、蔵敷公園、今治市大字蔵敷地内、0.545
- 5、日吉公園、今治市大字日吉及び蔵敷地内、0.615
- 6、森見公園、今治市大字別宮地内、1.121
- 7、運動公園、今治市大字別宮地内、15.276
- 8、浅川公園、今治市大字大新田地内、7.669
- 9、海岸公園、今治市大字片原町美保町地内、4.626
- 10、辰ノ口公園、今治市大字今治村地内、0.433
- 11、弥生公園、今治市大字蔵敷地内、0.317
- 12、浅川公園道路、今治市大字別宮地内、3.240

#### ・緑地の部

##### 【番号、名称、位置、地積（約ヘクタール）】

- 1、蒼社川緑地、天保山海岸より越智郡日高村大字別名（左岸）、清水村大字四村（右岸）、蒼社川一帯の地内、118.976



・墓苑の部

【番号、名称、位置、地積（約ヘクタール）】

1、大谷墓地、今治市大字日吉地内、9.587

「別紙図面表示の通り」

理由書

復興を機に公園、緑地及び墓苑を本案のように決定し、都市計画の各種施設の進捗と相まって本市の健全なる復興建設を図る。

**議第46号 昭和22年10月10日戦復援第2876号内閣総理大臣付議松山特別都市計画公園緑地決定の件**

昭和23年3月31日提出 都市計画愛媛地方委員長

戦復援第2876号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定によって次のように松山特別都市計画公園緑地決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和22年10月10日 内閣総理大臣

松山特別都市計画公園緑地

第一 都市計画公園緑地の番号、名称、位置、地積は左の通りである。

・公園の部

【番号、名称、位置、地積（約ヘクタール）】

1、城山公園、松山市一番町堀ノ内町地内、63.47

2、東雲公園、松山市東雲町若宮町地内、0.43

3、八坂公園、松山市南八坂町北八坂町地内、0.26

4、三番町公園、松山市三番町地内、廃止（0.43）

5、新玉公園、松山市新玉町出湊町地内、1.06

6、北藤原公園、松山市北藤原町地内、0.99

7、八代公園、松山市八代町竹原町地内、0.79

8、南味酒公園、松山市南味酒町地内、1.06

9、北味酒公園、松山市北味酒町地内、0.83

10、城北公園、松山市御幸町祝谷町地内、25.48

11、道後公園、松山市道後町地内、8.89

12、三津公園、松山市三津梅田町大可賀町地内、0.481

・緑地の部

【番号、名称、位置、地積（約ヘクタール）】

1、石手川緑地、石手川の中松山市域内の部分の河川敷及び松山市河原町、樽味町、東野町、石手町地内、96.20

2、久万台緑地、松山市松恵町、衣山町、久万町、古三津町地内、109.59

3、梅津寺緑地、松山市古深里町、石風呂町、梅津寺町、高浜町、奥浜町地内、91.23

「別紙図面表示の通り」

理由書

復興を機に公園及び緑地計画を本案のように決定し、都市計画の各種施設の進捗と相まって本市の健全

なる復興建設を図る。

昭和 23 年 3 月 31 日 都市計画愛媛地方委員会委員 松山市長

都市計画愛媛地方委員会長 殿

松山特別都市計画公園緑地決定に関し意見書提出の件

昭和 23 年 3 月 31 日提出議第 46 号表記の件に関し別紙の通り意見書を提出する。

松山復興都市計画公園並緑地決定に関する意見書 松山市

一、 左記各号公園は左に掲示する理由により指定面積を縮小又は廃止されたい。

(イ) 第 2 号東雲公園 (面積 0.73 ヘクタールとあるを 0.43 ヘクタールと訂正のこと)

理由：地形的に東雲公園予定地は石垣を以て段地をなし、一体としての使用に難色あるのと該地域は既に相当数の家屋現有し、面積測量にも誤算を発見したからこの際訂正を要す。

(ロ) 第 3 号八坂公園 (面積訂正のこと)

理由：該公園内にはキリスト教会堂敷地 200 坪があるからこの地積を除外されたい。

(ハ) 第 4 号三番町公園 (廃止のこと)

理由：既存建築物医師会館並びにキリスト教会堂があり、これ等の地積を除外すれば残存地積は 400 坪に満たず、公園としての利用価値がないから全面的に廃止されたい。

二、 左記番号公園緑地中の面積から左に示す地積を除外されたい。

理由：神社用地があるからこれを除外する。

(イ) 第 10 号城北公園 6,400 坪 (御幸神社敷地)

(ロ) 第 2 号久万台緑地 477 坪 (金刀比羅神社敷地)

#### 議第 47 号 昭和 22 年 12 月 15 日戦復媛第 7577 号内閣総理大臣付議松山特別都市計画墓地決定の件

昭和 23 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

戦復媛第 7577 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定によって次のように松山特別都市計画墓地決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 22 年 12 月 15 日 内閣総理大臣

松山特別都市計画墓地

第一 都市計画墓地の番号、名称、位置、地積を左の通りとする。

【番号、名称、位置、地積 (約 ヘクタール)】

1、丸山墓地、松山市南江戸北斎院地内、8.53

2、宝塔寺墓地、松山市朝美町字沢地内、1.70

3、千秋寺墓地、松山市御幸町山越町各地内、1.99

「別紙図面表示の通り」

理由書

土地区画整理事業の進捗に伴い各種都市計画施設と相まって今回新たに本案のように特別都市計画墓地を決定し本市将来の健全なる発展に資するにある。

**議第 48 号 昭和 23 年 1 月 19 日建設発第 30 号内閣総理大臣付議宇和島特別都市計画公園中追加変更の件**

昭和 23 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

建設発第 30 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定によって次のように宇和島特別都市計画公園中追加変更の件を其の会議の審議に付する。

昭和 23 年 1 月 19 日 内閣総理大臣

第一中左の通り追加する。

【番号、名称、位置、地積（約 ヘクタール）】

2、住吉公園、宇和島市住吉町地内、2.72

3、朝日公園、宇和島市朝日町地内、0.25

4、和霊公園、宇和島市和霊町地内、1.19

5、内港公園、宇和島市丸の内地内、0.76

6、城山公園、宇和島市丸の内地内、22.11

「別紙図面表示の通り」

理由書

土地区画整理事業の進捗に伴い今回新たに本案のように 5 公園を決定しさきの第 1 号天赦公園と共に本市公園計画の系統的樹立を図るものである。

**議第 49 号 昭和 23 年 3 月 24 日建設発第 39 号内閣総理大臣付議**

**八幡浜生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度決定の件**

昭和 23 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

建設発第 39 号 都市計画愛媛地方委員会

八幡浜生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度を左の通り決定したい。

右に就いて都市計画法第三条の規定により其の会議の審議に付する。

昭和 23 年 3 月 24 日 内閣総理大臣

八幡浜生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度

第一、八幡浜都市計画街路中次の路線を生産再建整備都市計画街路事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,2,3、矢野町大平線、千代田町、船場通、（仲ノ町）、11

（別紙図面表示の通り）

第二、本事業は昭和 22 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

本市は昭和 10 年市制実施し、その後急激なる発展を続け現在の交通状態を顧みるに街路の幅員狭小なるため交通機関の利便を阻み将来の都市的機能の発揚上支障甚大なるを以てここに疎開跡地を整理して本事業を昭和 22 年度において八幡浜市長が執行するものである。

**議第 50 号 昭和 23 年 3 月 24 日建設発第 39 号内閣総理大臣付議**

**新居浜生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度決定の件**

昭和 23 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

建設発第 39 号 都市計画愛媛地方委員会

新居浜生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度を左の通り決定したい。

右に就いて都市計画法第三条の規定により其の会議の審議に付する。

昭和 23 年 3 月 24 日 内閣総理大臣

新居浜生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度

第一 新居浜都市計画街路中次の路線を生産再建整備都市計画街路事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,1,1、大江橋新居浜停車場線、字浜屋敷、字鶴目、

（別紙図面表示の通り）

本事業は昭和 22 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

本路線は新居浜港に接続し、都市計画街路西原東須賀線と主要幹線道路垣生新居浜線との重要連絡道路にして漁業振興、輸送増強に多大の影響を及ぼし、尚施行地が建物疎開跡地なるため住宅建築区画整理上差し置きがたきため昭和 22 年度において新居浜市長が執行するものである。

#### 議第 51 号 昭和 23 年 3 月 24 日建設媛第 47 号内閣総理大臣付議

##### 西條都市計画街路変更及び同生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度決定の件

昭和 23 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

建設媛第 47 号 都市計画愛媛地方委員会

西條都市計画街路変更及び同生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度を次の通り決定したい。

右に就いて都市計画法第三条の規定により其の会議の審議に付する。

昭和 23 年 3 月 24 日 内閣総理大臣

西條都市計画街路変更及び同生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度

一、都市計画街路第三中 2 等大路第 3 類第 2 号線を次の通り改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

1,小,1、朔日市西條停車場線、朔日市、大町、（大町）、8

別紙図面表示の通り

二、右の計画は生産再建整備都市計画事業とし、昭和 22 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

本街路は昭和 21 年 7 月これを決定したのであるが、最近諸工業の急速なる発展に伴い将来の交通情勢並びに都市計画街路網を思考するに、本路線と府県道西條新居浜線の間には幹線及び外 2 路線を施設するの要に迫り現在の経済状態並びに諸般の上程より斟酌して取りあえず緊急に本街路の幅員 11 メートルを 8 メートルに変更するものである。

## 第 18 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 24 年 3 月 28 日開催）

### ・出席者

会長	知事
委員	四国鉄道局長運輸技官 代理
同	県会議員 2 名
同	衛生部長
同	農地部長
同	教育長
同	警察長
同	土木部長
同	
同	松山市会議員
同	今治市長
同	今治市会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 3 名
同	八幡浜市会議員 2 名
同	長浜町長
番外幹事	愛媛県会議員松山市土木部長
同	愛媛県庶務課長事務吏員 2 名
同	愛媛県都市計画課長技術吏員
同	今治市建設部長

### ・議事目録

報第 27 号	委員幹事異動報告
議題 52 号	今治都市計画区域変更の件
議第 53 号	松山生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件
議第 54 号	八幡浜都市計画街路変更の件
議第 55 号	八幡浜生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件
議第 56 号	新居浜都市計画街路変更の件
議第 57 号	新居浜生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件
議第 58 号	三島都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定の件
議第 59 号	川之江都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定の件
議第 60 号	長浜都市計画区画整理決定の件

### 議第 52 号 昭和 23 年 3 月 15 日建設発第 194 号内閣総理大臣付議今治都市計画区域変更の件

昭和 24 年 3 月 28 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

建設発第 194 号 都市計画愛媛地方委員会

今治都市計画区域を次の通り変更したい。右に付き都市計画法第二条第二項の規定により其の会議の審議に付する。

昭和 23 年 3 月 15 日 内閣総理大臣  
今治都市計画区域  
今治市、越智郡波止浜町、全部

**議第 53 号 昭和 24 年 2 月 5 日建設援都第 13 号建設大臣付議**

**松山生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件**

昭和 24 年 3 月 28 日提出 都市計画愛媛地方委員会  
建設援都第 13 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定により次のように松山生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 24 年 2 月 5 日 建設大臣

松山生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度

第三、松山都市計画街路中次の路線を生産再建整備都市計画街路事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,2,6、道後三津浜線、湯之町、三津浜町、（道後、木屋町、北味酒町、古三津）15、延長の一部  
「別紙図面表示の通り」

第二 本事業は昭和 23 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

松山港と市中心部を結ぶ重要路線である本路線を本年度より事業を実施し、生産増強に資しようとするものである。

**議第 54 号 昭和 24 年 3 月 1 日建設援都第 16 号建設大臣付議八幡浜都市計画街路変更の件**

昭和 24 年 3 月 28 日提出 都市計画愛媛地方委員会 臣  
建設援都第 16 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定により次のように八幡浜都市計画街路変更の件を其の会議の審議に付する。

昭和 24 年 3 月 1 日 建設大臣

第三中 1 等小路第 3 号線を別紙図面表示の通り変更する。

理由書

本路線は昭和 21 年度より事業実施中の処八幡浜港と八幡浜駅を結ぶ重要路線であるので一部区間の延長し益々運輸交通の便を図らんとするものである。

**議第 55 号 昭和 24 年 2 月 5 日建設援都第 12 号建設大臣付議**

**八幡浜生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件**

昭和 24 年 3 月 28 日提出 都市計画愛媛地方委員会  
建設援都第 12 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定により次のように八幡浜生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 24 年 3 月 1 日 建設大臣

八幡浜生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度

第一、八幡浜都市計画街路中次の路線を生産再建整備都市計画街路事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

1, 小,3、大黒町通り線、大黒町1丁目、府県道大洲八幡浜線、（沖新田）、8、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業は昭和23年度においてこれを執行するものとする。

理由書

八幡浜港と八幡浜駅よりの重要幹線とを結ぶ輸送路線として重要な本路線を昭和22年度に引き継ぎ事業を実施しようとするものである。

### 議第56号 昭和24年2月5日建設媛都第11号建設大臣付議新居浜都市計画街路変更の件

昭和24年3月28日提出 都市計画愛媛地方委員長

建設媛都第11号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画街路変更の件を其の会議の審議に付する。

昭和24年2月5日 建設大臣

第三中1等小路第10号線を別紙図面表示の通り改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

1, 小,10、惣開神郷線、字塩浜跡、神郷村大字郷字下郷、（金子、新須賀）、9

但し起点より2等大路第2類第1号線との交差点に至る区間の幅員はこれを11メートルと

し、同所より2等大路第3類との交差点に至る区間の幅員はこれを15メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

理由書

新居浜港及びその付近工場への原料及び生産物資の輸送幹線として先に計画の決定をみていたが、今回事業の実施に当たりその執行を容易ならしめるため、その位置を一部変更しようとするものである。

### 議第57号 昭和24年2月5日建設媛都第14号建設大臣付議

#### 新居浜生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件

昭和24年3月28日提出 都市計画愛媛地方委員長

建設媛都第14号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和24年3月1日 建設大臣

新居浜生産再建整備都市計画街路事業及びその執行年度

第一、新居浜都市計画街路中次の路線を生産再建整備都市計画街路事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

1, 小,10、惣開神郷線、大字金子字大曲、大字金子字西口、（字金子）、11、延長の一部

別紙図面表示の通り

第二 本事業は昭和 23 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

新居浜港及びその付近工場への原料及び生産物資の重要幹線である本路線中特に急施を要する区間を事業決定しようとするものである。

### 議第 58 号 昭和 24 年 3 月 1 日建設援都第 21 号建設大臣付議

#### 三島都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定の件

昭和 24 年 3 月 28 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

建設援都第 21 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定により次のように三島都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 24 年 3 月 1 日 建設大臣

三島都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とする。
  - 第 1 類 幅員 36 米以上
  - 第 2 類 幅員 29 米以上
  - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とする。
  - 第 1 類 幅員 18 米以上
  - 第 2 類 幅員 15 米以上
  - 第 3 類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 8 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除いた外街路の築造に関しては大正 8 年 12 月内務省令第 25 号街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路は次の通りである。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】  
2,3,1、三島港枝村線、字中之町、大字村松字日吉、（字沖田井、大字村松字柳田）、11  
「別紙図面表示の通り」

第四 前項の計画中次の区間を都市計画事業とし、昭和 23 年度においてこれを執行するものとする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】  
2,3,1、三島港枝村線、字中之町、神之元、（神之元）、11、延長の一部  
「別紙図面表示の通り」

理由書

本路線は川の江町と結ぶ現在国道の付け替えとして重要な路線であるので、これを都市計画決定すると共にその一部を本案のように事業を実施せんとするものである。



**議第 59 号 昭和 24 年 3 月 1 日建設媛都第 22 号建設大臣付議**

**川之江都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定の件**

昭和 24 年 3 月 28 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

建設媛都第 22 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定により次のように川之江都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 24 年 3 月 1 日 建設大臣

川之江都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は左の標準による。

1 広路 幅員 44 米以上

2 1 等大路は左の 3 類とする。

第 1 類 幅員 36 米以上

第 2 類 幅員 29 米以上

第 3 類 幅員 22 米以上

3 2 等大路は左の 3 類とする。

第 1 類 幅員 18 米以上

第 2 類 幅員 15 米以上

第 3 類 幅員 11 米以上

4 1 等小路 幅員 8 米以上

5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除いた外街路の築造に関しては大正 8 年 12 月内務省令第 25 号街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路は次の通りである。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

1, 小,1、栄町花園線、字花園山南、字金生川廃川敷、（字花園山南）、8

「別紙図面表示の通り」

第四 前項の計画中次の区間を都市計画事業とし、昭和 23 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

本路線は国道と府県道を連絡する重要生産路線であるので、これを都市計画決定すると共に、急施を要するので昭和 23 年度において事業を実施せんとするものである。

**議第 60 号 昭和 24 年 3 月 1 日建設媛都第 24 号建設大臣付議長浜都市計画区画整理決定の件**

昭和 24 年 3 月 28 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

建設媛都第 24 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定により次のように長浜都市計画区画整理決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 24 年 3 月 1 日 建設大臣

長浜都市計画区画整理

## 第一 区域及び地積

区域 港町及び千船町の全部並びに真砂町、浜通町、出来町、松原通町、末広町の各一部  
地積 8,666 坪、

「別紙図面表示の通り」

## 第二 設計方針

- 一 街路は土地の状況を精査して、その配置を定めるものとしてその幅員は6メートル以上とする。
- 二 劃地は特別の事由ある場合の外住宅及び商店に適應するよう決定するものとする。

## 理由書

長浜町は昭和23年9月17日の火災により町の大部を焼失したので、これが復興計画として都市計画土地区画整理を施行し、従来の無統制なる街路及び劃地割を廃し、統制ある新市街地として再現せんとするものである。

議長：それでは只今から第18回都市計画愛媛地方委員会を開きます。本日の議案はかねてみなさんに御通知申し上げますように今治都市計画区域変更の件ほか8件でありまして、さきに建設大臣から当委員会に付議になりましたので、その御審議を願うために開会いたしました。議事規則によりまして本日の議事録署名者に委員、委員の御両名を御指名申し上げますよろしくお願いいたします。既に御承知のことと思いますが規定によりまして市町村長と各市町村会議員の委員の方々はその市町村に関係ない案件につきましては参画できないことになっていきますからそのまま傍聴をお願いいたします。では議題の報第27号は朗読を省略しましてお手元に配布申し上げている印刷物によって御了承をお願いすることといたします。それでは第52号議案の御審議をお願いいたします。書記をして朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：それでは説明をいたさせます。

幹事：第52号議案の御説明を申し上げます。本議案は既に決定の今治都市計画区域の中へ越智郡波止浜町を新しく編入しようとの意図なのであります。御承知の如く今治市と波止浜町とは地理的に見ましても経済的に見ましてもまた問題となっております瀬戸内海国立公園の有力な基地であります。世界的観光基地でありまして、将来今治と波止浜とは一緒にやるのが妥当と考えました。従って今治市に波止浜町全部を包含して今治都市計画区域としたいというところから本議案を提出した次第であります。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長：何か御質問があれば。御質問はございませんか。

(異議なし、異議なしという)

では御異議がないようでございますから確定議をしたいと思えます。読会を省略して差し支えありませんか。

(異議なしという)

では読会を省略して可決確定議といたします。

では次に第53号議案を付議いたします。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：説明をいたさせます。

幹事：議案第53号の御説明を申し上げます。現在松山市の中心地と松山港とを結んでいる路線は御承知の

ように松山—高浜線一本に依存の状態であります。従って幅員もせまく。且紆余曲折しておりますのでこのたび本議案を提出した次第であります。すなわち道後—三津浜線を松山市の生産再建整備都市計画街路事業として昭和 23 年度においてこれを事業化せんとするものであります。

議長：何か御質問はございませんか。

(異議なし、異議なしという)

御異議がないようですから読会を省略して決定したいと思います。

(異議なしという)

では読会を省略して確定議といたします。

次に議案第 54 号と議案第 55 号はいずれも八幡浜市の問題でありまして、内容が関連しておりますので一括して議題に供します。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：議案に就き説明をいたさせます。

幹事：議案第 54 号の御説明を申し上げます。従来八幡浜新港と八幡浜駅とを結ぶ路線は幅員もせまく且屈曲していました。ところが 21 年度から引き続いて大黒町通り線の一部を復旧しました。それでこれを延長して臨港線にしますと、八幡浜新港と八幡浜駅とを結ぶ線が非常に短くなり便利になります。その意味含で只今ご説明しましたように一部路線を変更したいと思っております。

それから 24 年度で事業を決定する。それが第 55 号議案で、23 年度の生産再建整備都市計画事業として目下やっております。どうかご審議をお願いいたします。

議長：何か御質疑はございませんか。

(異議なしという)

御異議がないようですから読会を省略して決定したいと思います。

(異議なしという)

では左様決定をいたします。

次は第 56 号第 57 号の新居浜市の議案を一括して議題といたします。朗読をさせます。

(書記朗読)

議長：議案の説明をさせます。

幹事：議案の御説明を申し上げます。第 56 号及び第 57 号を一括してご説明申し上げます。これは只今読み上げた理由書の通りで 23 年度の生産再建整備都市計画事業で実施中のものでありまして実施に当たり工事を円満に遂行するために一部路線を変更いたしました。本路線は理由書にありますように新居浜市の工業地帯と生産地帯とを結ぶ重要路線であります。なにとぞご審議のほどをお願いいたします。

議長：御異議はありませんか。

(異議なしという)

では御異議がないものと認め、原案通り決定します。

次に議案第 58 号の御審議を願います。朗読をさせます。

(書記朗読)

議長：説明をさせます。

幹事：第 58 号議案の御説明を申し上げます。御承知のように三島町は近来著しく生産事業が発達しまして現在三島町では夥しい工場が出来、将来川之江町とも合体の機運にあります。従って都市計画をやり将来の三島町を立派なものにしたいとし、本案を提出した次第であります。本 58 号議案は御承知の

通り三島町内の道路は幅が狭く且紆余曲折が多く三島港と川之江とを結ぶ上に 23 年度の都市計画の西部事業として本議案を提出したような次第であります。

議長：御異議はありますか。

委員：いま新たに三島町に都市計画実施の必要性については全く御同感であります。ただ関連して考えるのは近所の川之江町と三島町に近い所に相当重要な集落がありますので、これを将来大いに考えなくてはなりません。故に、こうした地点に対しましては同一の都市計画をやるべきだと思います。都市計画は御承知の通り交通、保安、衛生、経済等各般にわたり健全な都市を造るのが使命でありますのに、この都市計画が別々の計画でありますので、勢い離れ離れのことが都市計画の上にもその他のことにも起こることとなるのであります。現に次に御提案の川之江町の都市計画が出ておりますが、今課長から御説明のありました国道に改定せんとする三島町とは食い違っていると思います。川之江町はそうはならんのではないかと思います。大事な点が除くこととなります。これはいろいろの事情があるかもしれませんが、これはその地方の方々も小異を捨てて大道につき一致してやるべきだと思います。従ってここに御提案の事業につき出来るものからやるのは必要でありましてこれにつきましては何も言うものではありません。計画は御承知の通り国の計画で而してこれを実行することになりますと、法に示してある通り別々にしてもいいのであります。線一本をあげるということはおかしいと思います。将来都市計画の上に面白くありません。斯く思いますのでこの案はいいと思いましたが将来食い違いのないように願っておきます。

幹事：いま委員さんからいろいろとお話がありましたが、御承知のように妻鳥、金生、上分、川之江等の三島町一帯の町村を入れて都市計画を立てようとしたのですが、いろいろの事情で別々に都市計画を適用しなくてはならないことになりました。別々には致しましたが計画はこれらを一体化する計画であります。食い違ふといわれますが、三島町は国道になっているけれども川之江町は国道にならんとはいわれますが、御質疑は大体これだけだと思います。

議長：ご質問はありますか。御異議はございませんか。

(異議なしという)

別に御異議もないようでありますから確定議にしたいと思います。

それでは次の第 59 号議案につき御審議を願います。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：説明をさせます。

幹事：59 号議案の御説明を申し上げます。現在の国道該当路線は川之江町の旧国道で止まっている状態です。従って川之江停車場線、上分一川之江停車場線、川口一川之江港線の結びが出来ていませんのでこの議案のように 23 年度生産再建整備都市計画で完全にしたいとし、この議案を提出した次第であります。

議長：ご質疑はございませんか。

(異議なしという)

別に御異議もないようですから読会を省略して確定議とします。

次に第 60 号議案を付議します。朗読をいたさせます。

議長：説明をさせます。

幹事：60 号議案の御説明を申し上げます。これは理由書に記載しました通り昭和 23 年 9 月 17 日の大火により面積約 13,000 坪ほど焼失しました。この焼失箇所は道路が狭く無統制なのでこれをそのまま復旧したのではいけませんので、都市計画区画整理を行い統制あるものたらしめたいと思っております。又軍政部からあの地区を模範的衛生地区にしたいとのことでこの案を出し将来模範的地区としたい

とし、本案を提出した次第であります。

議長：別にご異議はございませんか。

(異議なしという)

別に御異議がないようですから読会を省略して可決確定議いたします。これで全議案を終了したわけですから。なにかございませんか。

委員：御提案の全部をやりました。これに対し異議はありませんが都市計画委員に任命されて2年目になります。その間1回も会が開かれていません。今回が18回の委員会と思いますが、すると17回の委員会は何時間開かれたか、2年も3年も不用のものならこの会の委員を保存する要はないと思いますまたはわれわれに召集の通知を受けなかったものと非常に疑惑を持つものであります。この点をお願いいたします。

幹事：只今委員さんからご質問のありました第17回の委員会は甚だ申し上げにくいのでありますが、内閣総理大臣から愛媛地方委員会に来ることとなりますので年度末になります。その関係で事案も輻輳し本会からの通知も遅れ、委員会を開くことができませんでした。そうしたわけで第17回は書面審理で答申しました次第であります。その点御承知をお願いします。

委員：書面はもらわなかった。

幹事：これは各市にお願いしています。昨年3月暮になっております。

委員：只今の問題に関連してお尋ねしたいことがあります。実は委員会の開かれる回数が少ないことを遺憾に思っておりますが、これには色々の点で今日に至ったことと存じますけれども第1議案(第52議案を指す)は昭和23年3月15日に建設省から参っており今日1年以上経っている。これにつきましては御当局にもいろいろの御事情があることとは思いますが、これに関連して都市計画法第15条に「地方委員会に常務委員会を置くことを得」となっており、地方委員会の委任を受け、軽微の事項を処理することになっております。本日は御出席も少なく僅かのことで半数以下になりそうでありました。遠方から着て戴くことになっていて非常に色々の点で難点があると思います。そうした点で開きにくくなるのだと思います。尤も重要なことは仕方ありませんが、軽微のことはこれでやったらどうかと思います。他府県でもこれをやっております。例えば今日やっている都市計画事業の小さい道路の変更—これも必要ですが、書類が出来ないために跛行で、一年も二年もになっている点がありましてこれらは早く処理すべきだと思います。また現に今日議題にあがっている三、四の今年から都市計画を実行するものが本日の3月28日を本年度にやることとなっております。これらはいろいろと形式的で本日中にやるといっても2、3日中に年度が変わり延期せんといけんことが判っていてそんなことがこれをこのまま行き、また3日ほど経ち委員会を開からんといけんこととなります。かかる形式的のものはこうした委員会でいいのではないかと思います。そういうことのお考えを是非お願いいたします。

幹事：このことでは先だって委員さんからご意見がありましてわれわれも考えておりますが、しかし形式的にせよ、諮問になったものは地方委員会でやらんといけませんので左様した次第ではありますが、御意見の点は出来る限りいろいろわたくしの方でも考えましてそうした委員会を設置したいと思っております。

議長：なにか御意見はございませんか。それではお忙しい所を御集り願いまして又只今はいろいろ御意見を承りまして御説のように充分考慮を払いたいと思っております。本日はこれを持ちまして閉会いたします。ありがとうございました。

## 第 19 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 25 年 3 月 27 日開催）

### ・出席者

会長	知事
委員	副知事
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 5 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5 名
同	三島町長
同	三島町会議員 2 名
同	川之江町長
同	川之江町会議員 3 名
同	長浜町長
同	長浜町会議員 3 名
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	農地部長
同	経済部長
同	労働部長
同	土木部長
同	教育長
同	警察長
同	県会議員 5 名
同	
同	
同	建設省中国四国地方建設局長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
幹事	愛媛県庶務課長事務吏員
同	愛媛県都市計画課長技術吏員

### ・議事目録

報第 28 号	委員幹事異動報告
議題 61 号	三島都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定について
議第 62 号	八幡浜都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度決定について
議第 63 号	新居浜都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定について
議第 64 号	西條都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定について
議第 65 号	川之江都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定について

議第 66 号 長浜都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定について

**議第 61 号 昭和 25 年 2 月 24 日媛都第 8 号建設大臣付議**

**三島都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定の件**

昭和 25 年 3 月 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 8 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように三島都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 25 年 2 月 24 日 建設大臣

三島都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割

第一 都市計画街路第三中次の路線を追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

1,小,1、新町通線、真古町、西町、8

「別紙図面表示の通り」

第二 都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,1、三島港枝村線、大字三島中之丁、大字村松字日…、11

「別紙図面表示の通り」

第三 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 24 年度 約 2 割

昭和 25 年度 約 4 割

昭和 26 年度 約 4 割

理由書

1,小,1 号線は、伊予三島駅より徳島県池田に至る省営自動車の経過道路にして両側商店櫛比し主要なる市内街路であるが現在幅員 5m未満で交通上支障少なからざるに付き本案のように計画決定しようとするものである。

2,3,1 号線は、昭和 24 年 5 月建設省告示第 431 号で決定されたものであるが、工場地帯と三島港との連絡上至急整備の要ある為三島町長が事業を執行しようとするものである。

**議第 62 号 昭和 25 年 2 月 24 日媛都第 96 号建設大臣付議八幡浜都市計画街路事業並びにその執行年度決定の件**

昭和 25 年 3 月 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 96 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように八幡浜都市計画街路事業並びにその執行年度決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 25 年 2 月 24 日 建設大臣

八幡浜都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度

第一 都市計画街路第三中左の路線の一部を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、備考】

1, 小, 3, 新港通線、字天神通、新港、（字大黒町）、8

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業は昭和 24 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

本路線は国鉄八幡浜駅及びトラック荷馬車等に後方地帯と八幡浜港に連絡する重要路線であるので本案のように都市計画事業として執行し以て輸送力の増強に資そうとするものである。

### 議第 63 号 昭和 25 年 2 月 24 日媛都第 99 号建設大臣付議

#### 新居浜都市計画街路事業並びにその執行年度割決定の件

昭和 25 年 3 月 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 99 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画街路事業並びにその執行年度割決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 25 年 2 月 24 日 建設大臣

新居浜都市計画事業及びその執行年度割

第一 都市計画街路第三中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,2,2、西原江口線、中須賀地先埋立地、中須賀、15、延長の一部

2,3,9、惣開磯浦線、金子、西惣開、12、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 24 年度 約 4 割 1 分

昭和 25 年度 約 5 割 9 分

理由書

本路線は何れも工場地帯の原料資材等を搬入する重要幹線であり、急速整備の要があるから新居浜市長が事業実施をしようとするものである。

### 議第 64 号 昭和 25 年 2 月 24 日媛都第 101 号建設大臣付議

#### 西條都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定について

昭和 25 年 3 月 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 101 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように西條都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 25 年 2 月 24 日 建設大臣

西條都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割

第一 都市計画街路第三中次の路線を追加する。



【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,3,2、朔日市国道線、大町、新田、（朔日市）、11

「別紙図面表示の通り」

第二 都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,2、朔日市国道線、大町、朔日市、11、延長の一部

別紙図面表示の通り

第三 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 24 年度 約 5 割

昭和 25 年度 約 5 割

理由書

本路線は現在国道並びに駅港湾を連絡する重要幹線であるが幅員狭小にして近時発達せる交通機関の利用をはばみ連絡不十分なるためここに本案のように計画決定をすると共に本路線の一部を西條市長がこれを執行しようとするものである。

#### 議第 65 号 昭和 25 年 2 月 24 日媛都第 104 号建設大臣付議

##### 川之江都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定について

昭和 25 年 3 月…日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 104 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように川之江都市計画街路追加及び同事業並びにその執行年度割決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 25 年 2 月 24 日 建設大臣

川之江都市計画街路の追加及び同事業並びにその執行年度割

第一 都市計画街路第三中次の路線を追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,1、塩見橋新浜線、金生川廃川敷、開田、（破砂友）、11

但し起点より国道との交差点までの区間の幅員を 30 メートル乃至 55 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第二 都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,1、塩見橋新浜線、金生川廃川敷、金生川廃川敷、30 乃至 55、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第三 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 24 年度 約 5 割

昭和 25 年度 約 5 割

理由書

本路線は旧金生川の廃川敷を通り川之江町の中心部を縦貫し川之江港を経て隣接香川県に至る将来の国道予定線で、現在の国道は幅員狭小で輸送能力が極度に低減したためここに本案のように計画決定をする

と共に川之江町長がこれを執行しようとするものである。

## 議第 66 号 昭和 25 年 2 月 24 日媛都第 106 号建設大臣付議

### 長浜都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定について

昭和 25 年 3 月 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 106 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように長浜都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 25 年 2 月 24 日 建設大臣

#### 長浜都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とす
  - 第 1 類 幅員 36 米以上
  - 第 2 類 幅員 29 米以上
  - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とす
  - 第 1 類 幅員 18 米以上
  - 第 2 類 幅員 15 米以上
  - 第 3 類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 7 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては大正 8 年 12 月内務省令第 25 号街路構造令の定むる所による

第三 都市計画街路は次の通りである

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,1、長浜港港町線、海岸通、港町、11

2,3,2、長浜港仁久線、浜通町、仁久、（松原通寺町、横町、駒手町）、11

2,3,3、紺屋町松原線、紺屋町、松原通、（末広町、稲荷町）、11

但し 2 等大路第 3 類第 2 号線との交差点より終点に至る区間の幅員はこれを 8 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第四 長浜都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,1、長浜港港町線、海岸通、港町、11

2,3,2、長浜港仁久線、浜通町、松原通、11、延長の一部

2,3,3、紺屋町松原線、出来町、松原通、11、延長の一部

但し 2 等大路第 3 類第 2 号線との交差点より終点に至る区間の幅員はこれを 8 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第五 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 24 年度 約 6 割 7 分

昭和 25 年度 約 3 割 3 分

理由書

本町は、昭和 24 年 2 月法適用をなし昭和 23 年度大火災の復興を兼ね長浜港と停車場及び後方地帯を連絡する重要幹線を整備する為本案のように計画決定をすると共にその一部を昭和 24 年度において長浜町長が事業執行をなさんとするものである。

書記：長らくお待たせいたしました。只今から第 19 回都市計画愛媛地方審議会を開催いたします。

議長：一寸御挨拶申し上げます。会長が丁度公用で出られておりますので私が代わりまして議長を務めたいと思います。本日はご多忙のところ委員さんの方々、多数出席を得まして会議を進めることになりましてまことに感謝に堪えない次第であります。厚く御礼を申し上げます。それではこれから第 19 回の都市計画審議会を開催したいと存じます。本日の議案はかねて御通知申し上げておりましたように三島町の都市計画に関する案件のほか 5 件を御審議願うことに相成っております。これは建設大臣から当審議会に付議されたものでございますので、なにとぞ慎重御審議を願いたいと思うのでございます。以上誠に簡単でございますが開会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。それでは議案に入るに先立ちまして議事規則によりまして本日の議事録署名者を私の方から御指名申し上げます。御承認ねがえますでしょうか。

(異議なしと呼ぶものあり)

それでは委員と委員にお願いいたします。これから御審議願うわけでありますが、まず先に一寸御断りしておきたいと思っております。充分このことを御存じだと思っておりますが、市町村長と市町村関係のお方はその自己の所属の市町村に関しない案件については参画できないことになっておりますので、その際はお座席のまま、そのまま傍聴していただくことに願いたいと思っております。それでは議案の報第 28 号であります。これは朗読を省略いたしましてお手元に配布いたしております印刷物によって御了承願うことにいたします。

それでは第 61 号議案の御審議を願うことにいたします。書記をして朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：試案は今朗読させた通りでございますが、このないようにつきまして説明させたいと思っております。

幹事：御説明申し上げます。理由書にもございますように 1,小,1 号線は商店街でございまして非常に幅員が狭い所へ持ってきて丁度主要交通路線になっておりまして、省営バスがあそこを通過するような関係で雨天の時なんか店を開いて営業することが出来ないような状況で非常に営業上支障があるから何とかしたいというような地元にも希望がございましたので都市目的税を充当しまして、それから運輸省からの一部補助もいただくようにいたしまして 24 年度の事業として舗装することになっております。都市計画事業としてもちろんやるのでありまして、都市計画事業決定をやるわけです。それから、2,3,1 号線は将来国道に該当する路線でございましてこれは昭和 24 年度の当初予算において一部工事に着手しておりますし、第 4 四半期で補正予算をいただきましてやってお

る個所でございまして計画にありますように昭和 25 年度、26 年度と引き続き逐次施行をいたしたいと考えまして計画決定をお願いする様な次第であります。

議長：只今ご説明いたしたような次第でございますが、何か本案に付きましてご質問がございましたらお聴き願います。

委員：第 2 の 2,3,1 号線でございますが、いただいております図面の中で大字村松という所へ通っております予定線はソトミにつきますと実際上いわゆる利用価値が非常に乏しいのでございます。地元の要望といたしましては今 24 年度で出来ております、海岸の所に出来ております。既に済みました工事から少し道路がカーブするのでありますけれども現在あります里道、町村道を利用いたしまして少し南の方へ寄せて戴きたいという地元の方に希望をもっておるのでございます。この際そういう風に御変更が願えますならば変更をしていただきたいと思います。

幹事：御説明申し上げます。この路線の決定につきましては、将来これが国道に該当する様な関係上、建設省中国四国地方建設局の方に連絡を取りまして一応両方の意見がまとまりまして決定したような次第でございますが、地元の方でそういうような御希望もございましたればこれはまあ次の審議会にかけて変更することも可能であると思っておりますが、なおよく実地に付きまして国道になるような関係上地建の方々ともよく相談いたしまして適宜やっていきたいと思っております。

議長：御意見ございませんか。御異議ないようでございますから読会を省略いたしまして可決決定いたしたいと思いますがいかがでございますでしょうか。御異議ないようでございますのでそれでは確定議といたしたいと思います。

続いて 62 号議案に移りまして書記をして朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：幹事から内容の説明をいたさせます。

幹事：本日御決定をいたごうとしている八幡浜の 1,小,3 号線は昭和 23 年度生産都市再建整備事業として既に改修をやった個所でございます。それを昭和 24 年度の重要幹線整備事業として舗装しよう、この路線は理由書にもございますように新港に最短距離で、しかも幹線道路でございまして、車馬の交通も多い関係上で 24 年度の事業として舗装しようとするものでございます。

議長：只今説明いたした議案について、ご質問、御意見がございましたらご開陳願います。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：他に御意見、御質問ございませんか。八幡浜の方はございませんですね。

委員：異議ありません。結構です。

議長：では読会を省略いたしまして採決いたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：では可決確定議といたします。

次に 63 号議案の御審議をお願いいたします。書記をして朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：幹事より説明をいたさせます。

幹事：御説明申し上げます。2,2,2 号線は図面にもございますように新居浜港に通じる重要幹線街路でございまして、これは 24 年度の実産再建整備事業として既に施行済みの個所でございます。それから 2,3,9 号線は旧住友工場地帯に連絡するこれも重要幹線でございましてこれは戦争中に疎開した個所を消防自動車用として 8 メートル取って既に改修しておいたのを車馬の運行が頻繁なためになお

道路が狭いというので附近を 12 メートルに拡幅して 24 年度の補正予算で以て一部改修いたしましたが、なお引き続き 25 年度でもって残余の部分を重要幹線事業として事業化しようとするために計画決定をお願いしたいと思って提案したような次第でございます。

議長：以上の案件につきまして、ご質問、御意見がございますれば。

委員：先程の 2,2,2 号線につきましては御異議はありません。なお 2,3,9 号線につきましても幹事の御説明の通りでございます。がしかし、25 年度事業の決定には 2,3,9 号線の方に一応決定していただきまして、そうして事業費は惣開神郷線と申しますと、これは市役所の前を通る線であります、それにお振り替えを考慮していただきたいと存ずる次第でございます。その理由といたしましては惣開神郷線は交通輸送上惣開磯浦線に比べまして緊急性を増しておるからであります。なおもうひとつの理由といたしましては都心を貫通しますところの海岸の幹線道路の一部といたしまして重要な性質を持っておりますのでそういうふうにお願ひできますれば非常に幸いであるとかように思う次第であります。お願いいたします。

幹事：お答えいたします。大体今までは生産再建整備事業と申しまして工場地帯とか停車場、港を結ぶ生産に直結する事業を生産再建整備事業としてやっておるのでございますが、24 年度の補正予算からは重要幹線路の整備事業というように事業面が変わってまいりましたのでございます。今市長さんからお話があったようにただ単に生産に直結するばかりでなく周囲との連絡も考えると、或いは事業が 25 年度から事業をやるにすれば勿論他の、今お話のあった道路をやるのが至当であるかのように考えられますが、24 年度、25 年度の予算要求として一応 2,3,9 をやるというように本省の方へ申請していた関係上、現在としてはこの道路は 25 年度にやることになっておりますがよく地元の事情も承りまして本省と連絡を取りましてご希望に沿うように私の方としてもやってゆきたいと思っております。

委員：どうぞよろしくお願ひいたします。

議長：今の御意見いずれこれは後で。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御質問ございませんか。では読会を省略いたしまして採決いたしたいと思ひますが皆さん御承認願ひたいと存じます。可決確定議といたしたいと思ひます。

次いで 64 号議案の御審議をお願いいたします。書記より朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：幹事より説明をいたします。

幹事：御説明申し上げます。理由書にございますように本路線は既に改修されておりますところのものを国道と新居浜一西條線を結ぶ重要幹線であるのみならず、西條駅または既に計画されているところの西條港に通ずる重要幹線でありまして、昭和 23 年並びに 24 年度の生産再建整備事業並びに重要幹線街路事業として現在仕事をやっておるわけでございます。それから引き続きなお 25 年度に重要幹線街路事業として残余の分を事業化する。そういうようなために本日ここで事業決定をしていただくようお願いした次第です。

議長：以上説明した通りでございます。なんかご質問、御意見ございませんか。

委員：原案通りお願ひしていただいて結構でございます。

議長：格別御意見もないようでありますから読会を省略いたしまして可決確定議といたしたいと思ひますが、御意見はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：では御意見ございませんから可決確定議といたします。

次に 65 号議案の御審議をお願いいたします。書記より朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：幹事より説明をいたします。

幹事：御説明申し上げます。御承知のように現在の国道は川之江町の中で紆余曲折いたしまして交通に支障がございます。付きましては道路課の方で金生川の付け替えをやった廃川敷へ、将来の国道の予定線を現在計画しておったのでございます。つきまして私の方もそれに引き続きまして 23 年度乃至 24 年度で生産再建整備事業として事業をやっておるわけでございます。その路線を本日ここで御決定していただくわけでございますが、この区間の幅員 30 メートル乃至 55 メートルとしますのは、幅員は 11 メートルでございますが丁度廃川敷が 30 メートル乃至 55 メートルでございますので本省の方の計画課としてはこれを一部道路にすると同時に、その周辺の部分に植林をいたしまして公園道路のような式にやりたいと、少なくとも市中へ緑を挿入するようにやるというような計画からこういうふうに御決定をお願いしたいと思うのでございますが地元としてはいろいろ御意見もあつたろうと思いますが一応こういうように御決定していただきたいと存じまして本日提案したようなわけでございます。

委員：只今幹事さんから御説明がありました通り現在の幅員は 11 メートルでやりつつあるのでありますが本省の方の御意見として 30 メートル乃至 55 メートルつまり現在の廃川敷そのままを街路として両側を緑地帯とするような御意見でございますが、この御意見は前から承っておりますので川之江町といたしましてはそれぞれの機関を経ましてどうしたものかという御意見を聴きましたのでございますが、結局において幅員はやはり現在やりつつある 11 メートルにさせていただいてその両側を商店街にして欲しい。こういう希望なんでございます。そういうように本線で挙行していただきたいと存じます。お願いいたします。

幹事：町長さんから只今御意見がございましたが、勿論川之江は市中の土地もせまいし、非常に不経済だろろうと思うのでありますが本省の意見がここに決定しようとするような御意見もございまして、このことにつきましては将来本省と県並びに地元とよく協議をいたしまして、出来る限り地元の御希望に沿うように決定いたしたいと思ひます。

委員：お願いいたします。

議長：只今の御意見は幹事からも御説明がありました通り大体御質問のような方面に将来行くだろうと思ひます。一応これで御決定願つておいて後でまた考慮したいと思ひます。他に御質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ないようでありますので読会を省略いたしまして可決確定議といたしますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは可決確定議といたします。

次に 66 号議案を御審議願ひます。書記から議案の朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：幹事から説明をいたさせます。

幹事：提案理由の説明をいたします。理由書にもございますように長浜は昭和 23 年度に火災がございまして、最も人口の稠密しておった所の約 1 万 2、3 千坪が焼けましたので当時の愛媛民生部の方からも

そこを衛生模範地区にしてやれと、復興せよというようなお話もございましたので地元の町長さんの方ともよく相談いたしまして区画整理によって街割の整備をすると同時に幹線の道路の整備をやったわけでございます。それで只今読み上げましたようにそれぞれの重要路線を 23 年度、24 年度の生産再建整備事業並びに重要幹線街路事業としてやっておるわけでございまして、残る一部を 25 年度の重要幹線街路事業として引き続き事業化しようと考えます。一応事業御決定をお願いした次第でございます。

議長：以上通りでございますが、ご質問がございせんか。長浜ありませんね。他にご質問がございせんか  
(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御質問ないようでございますので読会を省略いたしまして可決確定議といたしたいと存じますが御意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは可決確定議といたします。以上で本日ご審議願います案件は全部終了いたしましたのでございます。御多忙中長時間御審議を願ひましてありがとうございました。これで本日の審議會は終了いたしました。ありがとうございました。

## 第 20 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 26 年 3 月 31 日開催）

### 出席者

会長	知事
委員	副知事
同	松山市長
同	松山市議会議員 6 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	今治市長
同	今治市議会議員 5 名
同	波止浜町長
同	新居浜市長
同	新居浜市議会議員 5 名
同	泉川町長
同	角野町長
同	中萩町長
同	西條市長
同	西條市議会議員 5 名
同	菊間町長
同	菊間市議会議員 3 名
同	大洲町長
同	大洲市議会議員 3 名
同	総務部長
同	経済部長
同	民生部長
同	農地部長
同	労働部長
同	衛生部長
同	土木部長
同	県議会議員 5 名
同	建設省中国四国地方建設局長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	
臨時委員	四国鉄道管理局長
委員	
同	川之石町長
幹事	愛媛県庶務課長
同	愛媛県建築課長
同	愛媛県都市計画課長



## 議事目録

- 報第 29 号 委員幹事異動報告
- 議第 67 号 松山都市計画地域追加変更について
- 議第 68 号 宇和島都市計画地域追加変更について
- 議第 69 号 今治都市計画地域追加変更について
- 議第 70 号 新居浜都市計画地域追加変更について
- 議第 71 号 新居浜都市計画準防火地域指定について
- 議第 72 号 西條都市計画街路決定について
- 議第 73 号 新居浜都市計画街路追加変更並びに廃止について
- 議第 74 号 新居浜都市計画街路事業並びにその執行年度決定について
- 議第 75 号 菊間都市計画街路事業並びにその執行年度決定について
- 議第 76 号 大洲都市計画街路事業並びにその執行年度決定について
- 議第 77 号 川之石都市計画区域について
- 議第 78 号 今治都市計画街路事業並びにその執行年度決定について

### 議第 67 号 昭和 26 年 2 月 21 日媛都第 15 号建設大臣付議松山都市計画地域追加変更について

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 15 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように松山都市計画地域追加変更の件を其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

#### 理由書

今般建築基準法の施行に伴い従来未指定地として運用された地域は失効…となるため、且又従来の地域指定は必ずしも適正でなかった部分もあるのでこの機会に再検討を加えて、土地利用計画上遺憾なきを期するものである。

### 議第 68 号 昭和 26 年 2 月 21 日媛都第 11 号建設大臣付議宇和島都市計画地域追加変更について

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 11 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように宇和島都市計画地域追加変更の件を其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

#### 理由書

今般建築基準法の施行に伴い従来未指定地として運用された地域は失効…となるため、且又従来の地域指定は必ずしも適正でなかった部分もあるのでこの機会に再検討を加えて、土地利用計画上遺憾なきを期するものである。

### 議第 69 号 昭和 26 年 2 月 21 日媛都第 14 号建設大臣付議今治都市計画地域追加変更について

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 14 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように今治都市計画地域追加変更の件を其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

理由書

今般建築基準法の施行に伴い従来未指定地として運用された地域は失効…となるため、且又従来の地域指定は必ずしも適正でなかった部分もあるのでこの機会に再検討を加えて、土地利用計画上遺憾なきを期するものである。

**議第 70 号 昭和 26 年 2 月 21 日 25 媛都第 77 号建設大臣付議新居浜都市計画地域追加変更について**

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 10 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように新居浜都市計画地域追加変更の件を其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

理由書

今般建築基準法の施行に伴い従来未指定地として運用された地域は失効…となるため、且又従来の地域指定は必ずしも適正でなかった部分もあるのでこの機会に再検討を加えて、土地利用計画上遺憾なきを期するものである。

**議第 71 号 昭和 26 年 2 月 21 日媛都第 10 号建設大臣付議新居浜都市計画準防火地域指定について**

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

25 媛都第 77 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように新居浜都市計画準防火地域指定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

理由書

新居浜市は工業都市としてその発展状況が著しいので、建築物の密集しておる中枢商業地域と新居浜市庁舎附近の公館地域を準防火地域に指定して都市の防火を図ろうとするものである。

**議第 72 号 昭和 26 年 3 月 15 日建設省媛都第 9 号建設大臣付議西條都市計画街路決定について**

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 9 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように西條都市計画街路決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

西條都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は次の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とする。
  - 第 1 類 幅員 36 米以上
  - 第 2 類 幅員 29 米以上
  - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とする。
  - 第 1 類 幅員 18 米以上

第2類	幅員 15 米以上
第3類	幅員 11 米以上
4 1等小路	幅員 7 米以上
5 2等小路	幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては大正8年12月内務省令第25号街路構造令の定める所による

第三 西條都市計画街路を次のように定める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,1,1、西條駅前朔日市線、大町、朔日市、（東町、新田）、20

但し起点附近において地積約4,300平方メートルの広場を設ける。

2,1,2、朔日市下島山線、朔日市、下島山、（新田、玉津）、20

但し橋梁より終点に至る区間の幅員はこれを15メートルとする。

2,1,3、朔日市古川線、朔日市、古川、（神拝、樋之口、喜多川）、20

2,1,4、倉絹南堀り線、朔日市、朔日市、20

2,1,5、国道西條港線、大町、樋之口、（神拝、明屋敷）、20

2,2,1、東町玉津橋線、東町、玉津、（大町、朔日市）、15

2,2,2、東町古川線、東町、古川、（明屋敷、神拝、喜多川、樋之口）、15

2,2,3、西條港古川線、樋之口、古川、（喜多川）、15

2,3,1、国道朔日市線、大町、朔日市、（新田）、11

2,3,2、西條駅前干拓地線、大町、喜多川、（神拝、樋之口）、11

但し起点より2等大路第1類第5号線との交差点に至る区間の幅員はこれを15メートルとする。

2,3,3、西條駅前船屋線、大町、船屋、（明神木、玉津、下島山）、11

1,小,1、喜多川古川線、喜多川、古川、8

「別紙図面表示の通り」

第四 既定都市計画街路はこれを廃止する。

理由書

本市は愛媛県の略中央にあり海陸両方面の交通の要点に位し、且有望な後背地を控え将来の急激な発展が预期されているのであるが、その道路は旧藩政時代に計画された街割が主要なものであるので着々その改造を図ってきたが、従前の計画は戦後の応急的なものが少なくなく、必ずしも実情に沿わない部分があったので、街路網計画を総合的に検討し、本案のように既定街路を全面的に廃止し、新たに計画を決定しようとするものである。

以上決定しようとする街路数は12線、延長275140メートルであるが、市の財政状態を考え合わせて逐次事業化しようとするものである。

## 議第73号 昭和26年3月15日建設省媛都第13号建設大臣付議

### 新居浜都市計画街路追加変更並びに廃止について

昭和26年3月31日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第13号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画街路追加変更並びに廃止について其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日

建設大臣

新居浜都市計画街路追加変更並びに廃止について

第一 都市計画街路第三中次のように 2 等大路第 1 類第 3 号線を追加し、2 等大路第 3 類第 9 号線を変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,1,3、前田多喜浜線、金子、神郷村字郷 1512 ノ 2、（字庄内）、20

但し起点付近において地積約 2,400 平方メートルの広場を設け、国領川に架設する橋梁幅員は 15 メートルとする。

2,3,9、中新田磯浦線、字中新田、金子、（字西惣開）、12

但し起点付近において地積約 950 平方メートルの広場を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二 都市計画街路第三中 1 等小路第 10 号線を廃止する。

理由書

本市の東西貫通道路の既設のものは幅員も狭く又家屋が密集しているため拡幅も困難な事情にあるので、本案のように街路を追加して都市整備の一翼を担わしめ、以て経済興隆に資しようとするものである。

#### 議第 74 号 昭和 26 年 3 月 15 日建設省援都第 12 号建設大臣付議

新居浜都市計画街路事業並びにその執行年度決定について

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省援都第 12 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画街路事業並びにその執行年度決定について其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

新居浜都市計画街路事業並びにその執行年度決定

第一、 都市計画街路第三中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,1,3、前田多喜浜線、字金子、字李、20、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二、 本事業は昭和 25 年度において執行するものとする。

理由書

本路線は新居浜市の重工業地帯と隣接町村を連絡し、工業原料及び製品を輸送する為の重要幹線であり、早急に整備の要がある。

#### 議第 75 号 昭和 26 年 3 月 15 日建設省援都第 7 号建設大臣付議

菊間都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定について

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省援都第 7 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように菊間都市計画街路及び同事業並びにその執行年度決定につい

て其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

菊間都市計画街路及び同事業並びにその執行年度

第一 街路の等級及び幅員は次の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とする。
  - 第 1 類 幅員 36 米以上
  - 第 2 類 幅員 29 米以上
  - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とする。
  - 第 1 類 幅員 18 米以上
  - 第 2 類 幅員 15 米以上
  - 第 3 類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 7 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては大正 8 年 12 月内務省令第 25 号街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路は次の通りである。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

1,小,1、西浜新田線、字西浜、字新田、（浜本町）、8

2,小,1、下本町通線、本町、浜本町、（下本町）、6

「別紙図面表示の通り」

第四、都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,小,1、下本町通線、本町、浜本町、（下本町）、6

「別紙図面表示の通り」

第五、本事業は昭和 25 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

本町は都市の発展に即応する為、最近法適用を行ったのであるが、その第 1 段の整備計画として今般本案のように都市計画街路を決定し、同時に事業を行い、生産力増強、物資輸送の強化を図ろうとするものである。

**議第 76 号 昭和 26 年 3 月 15 日建設省援都第 8 号建設大臣付議**

**大洲都市計画街路及び同事業並びにその執行年度割決定について**

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省援都第 8 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように大洲都市計画街路及び同事業並びにその執行年度割決定について其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

大洲都市計画街路及び同事業並びにその執行年度

第一 街路の等級及び幅員は次の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とする。
  - 第 1 類 幅員 36 米以上
  - 第 2 類 幅員 29 米以上
  - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とする。
  - 第 1 類 幅員 18 米以上
  - 第 2 類 幅員 15 米以上
  - 第 3 類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 7 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては大正 8 年 12 月内務省令第 25 号街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路は次の通りである。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

1,小,1、若宮馬木線、若宮、若宮、

但し予讃線鉄道踏切交点より終点に至る区間の幅員は 6 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第四 都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

第五 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 25 年度 約 5 割 6 分

昭和 26 年度 約 4 割 4 分

理由書

本町は昭和 9 年既に都市計画法を適用し、着々調査研究を進めてきたのであるが、近時町の発展状況著しく、且又松山市と宇和島市との中間に位するため交通が益々頻繁となり、その連絡街路は特に重要性を増したのであるが、特に本案若宮馬木線は肱川を横断する重要幹線道路であり、しかもその橋梁である玉川橋は既に橋台、橋脚等の築造を完了し、目下上部構造を施行中であるから、これが連絡街路の築造は急を要することとなったので、街路計画の決定をすると共に 25 年度及び 26 年度において事業を施行しようとするものである。

なお、右路線は県道であるから愛媛県知事に事業を施行させようとするものである。

**議第 77 号 昭和 26 年 3 月 16 日建設省媛都第 75 号建設大臣付議川之石都市計画区域の件について**

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 75 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第二条第二項の規定により次の区域を以て愛媛県西宇和郡川之石都市計画区域の件について其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

西宇和郡川之石町

西宇和郡宮内村の内、姥ヶ淵、汐田、江の口、五反所、川久保、向新田、立田、山崎前、山片、大堀、渡り上り、百人新開、清水、駄馬ノ前、中塚、若山、要田、御旅尻の全部及び三十人の一部

理由書

本町は西宇和郡の中央部に位し、八幡浜市、喜須来村、宮内村及び伊方村に接し、南は自然の良港を控えて存立している。川之石港は水深く船舶の出入り多く附近は貨物の集散をなし亦各種原料の移入及び製品の移出に重大な役割を果たしているが近年この貨物量はとみに増加の傾向を示している。本町は人口約 7500 中心部街地は商舗立ち並び繁栄し更に膨張して宮内村に延び一体となって発展を続けている。この市街地には官公衛、学校をはじめとして文化施設も完備し真に地方的中心の…を挙げつつある。右述のように本町は商工業都市として将来の発展が予想せられるので都市計画法を適用して将来に備えると共にふるくからある既成市街地を整備しようとするものである。なおこの都市計画法適用区域は単に川之石町にとどまらず家屋連坦し経済的社会的に一体として発展しつつある宮内村の一部についても法を適用するのが適当であると思われる。

### 議第 78 号 昭和 26 年 3 月 19 日建設媛都第 6 号建設大臣付議

今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について

昭和 26 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 7 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 2 月 21 日 建設大臣

今治都市計画街路事業及びその執行年度決定

第一 都市計画街路第三中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,8、今治日高線、大字日吉字鷺之町甲 718 ノ 3、大字日吉大道添 695 ノ 8、16、延長の幅員の一部。

但し起点から 1 等第 3 類第 1 号線との交差点に至る区間の幅員はこれを 20 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業は昭和 25 年度において執行するものとする。

理由書

本路線は既に予算本線との交差点までは戦災復興土地区画整理事業として完成しておるのであるが、日高村、九和村、龍岡村、鴨部村等山間部と今治市とを結ぶ重要路線であって交通量も多く、早急に整備が要望されるので、完成部分に接続する部分を昭和 25 年度において早急に事業を実施しようとするものである。

書記：お待たせいたしました。只今から第 20 回都市計画愛媛地方審議会を開催いたします。

議長：会長であります知事が今回所要の為御出席致しかねますので、私土木部長であります、代わって御挨拶を申し上げます。只今から第 20 回都市計画審議会を開催いたします。本日の議案は皆さまに

御配り申し上げておりますところの「松山都市計画地域追加変更について」ほか 11 件でありまして、さきに建設大臣から審議会に付議されたものでありまして、その御審議をお願いいたしますために御参集を願った次第であります。年度末の非常に押し迫ったしかも非常にご多忙の皆さんに御集り願ってまことに恐縮しておる次第であります。まず議事規則によりまして議事録署名者を指名申し上げます。御了承を願います。委員さんと委員さんをお願いいたしたいと思ひます。これから御審議を願うわけでありまして、その前に一寸御断りしておきたいのは、市町村長さんと市町村議会の議員の方々はその市町村に関係のないことならにつきましては議事に参与できないことになっておりますから、御承知願います。議題の報第 29 号、これは朗読を省略いたしましてお手元に配布してあります印刷物によって御了承をお願いいたしたいと思ひます。

それでは第 67 号議案の御審議をお願いいたします。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：説明をいたさせます。

都計課長：理由書にもありますように松山の地域は従来戦災直後に定めましたのでございますが、実は旧の市街地区建築物法によって制定いたしましたのでございまして、その後都市がだんだん復興するにつれまして、われわれが考えておった地域とあまりぴたりこないようなところもありましたし、またこの理由書にもございますように昨年の 11 月に建築基準法が新しく施行になりました従来市街地区建築物法によって取り締まられておったのが建築基準法によって取り締まられることになった関係上、従来地域が商業地域、住居地域、未指定地域、工業地域というように指定されておったのを新しく建築基準法によって住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域とこの四つに指定することになったわけでありまして、従って以前定めておりました未指定地域の取り締まりが今度制定された基準法では十分に運営できないためにその基準法の運営をスムーズにするため地域の一部を変更する訳であります。以上であります。

議長：御質問はございませんか。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思ひますが御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：では御異議のないものと認めまして、可決決定議といたします。

次に 68 号議案に移ります。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：説明を願います。

都計課長：ご説明いたします。議案第 68 号は先程御説明申し上げたように第 67 号に準ずるものでありますから、さように御了承願います。

議長：御質問はございませんか。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思ひますが御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議のないものと認めまして、可決決定議といたします。

次に 69 号議案に移ります。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：説明を願います。

都計課長：提案の理由といたしましては前議案と同様でございます。



議長：それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思いますが御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：御異議ないものと認めまして、可決決定議といたします。

次に 70 号議案に移ります。朗読いたさせます。

（書記朗読）

議長：説明いたさせます。

都計課長：説明いたします。新居浜市は戦災都市と別に以前市街地区建築物法によりまして地域が指定されておったわけでございます。大体以前の指定は市街地建築物法によってやっておったわけであって、都市計画法を適用しておった全地域に亘って地域を指定しておったわけでございます。がしかし、そういうことは必ずしも土地利用上適正でないというような考えからもちまして大体のその都市のいわゆる人口というものを想定いたしまして、それによって住居地域とか工業地域とか準工業地域あるいは商業地域というものを面積に含めて都市の発展を想定し、新しくその都市に適正な地域を指定する様に考えて今般のようなまあ指定をやったわけでございます。以上でございます。

委員：あまり意見がないようでございますから一言。私は本案に賛成であります、大体都市計画は区域がきまらなると定まらないのでありまして、地域制の定まってないところがあるようでございますが、工業地域、商業地域、住居地域とか地域を考えて定めなければ建築の取り締まりなども本当はできないので、地域が定まればそれに不適合なものは建ててはいけないということになってくるわけでありまして。ですから都市計画の区域が定まれば勢い地域制を定めておかなければ建築の取り締まりをやっておられる方の側でもお困りではないかと思う。それが指定されたらこういう建築は工業地域でなければいかぬ、住居地域ではいけないということが出来るが、それが定まってないから押さえようがないわけでありまして。

都計課長：お答えいたします。お説御尤もと思っております。新しく建築基準法というものが制定されまして、そのところは都市計画法を適用しなければ建築基準法が生きては働かないわけでございます。従いまして私の方といたしましては早急に地域も指定すれば街路も決定したい。かように考えておりますわけでございますけれども何分にも街路を指定するには三千分の一の図面も要るし、また細部に亘っては六百分の一の図面も要るわけでございますし、地域を指定するにも図面の整備をする必要がありますので目下のところそこまで手が行き届かないのでまことに遺憾と思っております。お説は御尤もでございますが、現在のところといたしましてはその程度で御了承を願えたらと思っております。

議長：他に御質問はございませんか。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思いますが御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：御異議ないものと認めまして、可決決定議といたします。

次に 71 号議案に移ります。朗読をいたさせます。

（書記朗読）

議長：説明いたさせます。

都計課長：説明いたします。理由書にもございますように準防火地区は大体中小都市に適當ではないかという本省からの指示がありました。従いまして新居浜市のような工業都市でしかも商業地域が相

当に密集しておるといふようなところを選んで準防火地区として指定いたしました。一方、新居浜市庁を中心とした公館地域附近の一角を準防火地域に指定したいと思います。

議長：御質問はありませんか。それから一寸お願いいたします。これから質問の時に番号と名前をおっしゃっていただきたいと思ひます。番号だけで結構ですから。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思ひますが御異議はございせんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ないものと認めまして、可決決定議といたします。

次に 72 号議案に移ります。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

都計課長：説明いたします。西條は戦争以前からすでに測量もできておりましたし、その当時西條の現在干拓をやっておるところへ工場を誘致するといふような構想のもとに計画を進めておったわけでございしますが、現状といたしましては必ずしもあそこは工場ではなくして計画も変わってまいりましたし、いろいろなその後の土地の発展の状況を考えまして早急に都市計画街路を決定する必要もございましたので本案のような街路を決定したいと思ひまして提案した次第であります。

議長：御質問はございせんか。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思ひますが御異議はございせんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議なきものと認めまして、可決決定議といたします。

次に 73 号議案に移ります。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

都計課長：ご説明申し上げます。大体新居浜の都市計画といたしましては現状の区域にはあたらず、垣生とか多喜浜、ずっと宇摩郡の天満まで上は角野、中萩、泉川といふふうにあの附近一角を新居浜を中心とした一つの計画圏内と考えまして一つの都市計画区域としてやろうとするわけであります。現在の新居浜を通過いたしまして多喜浜、垣生の方へ出る道路は市内で紆余曲折しており、幅員は非常に狭く交通に支障のある状態でありますので本案のように中央へ 20 メートルの幅員の幹線道路を設けるように致した次第であります。また中新田磯浦線は補助地域とこの幹線を結ぶ主要路線でございまして以前 8 メートルであったものを今後 12 メートルに変更いたしたいと考えまして上程いたしたのであります。

議長：御質問はございせんか。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思ひますが御異議はございせんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ないものと認め、可決決定議といたします。

次に 74 号議案に移ります。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

都計課長：ご説明申し上げます。本路線は先程ご説明申し上げました新居浜市内の中央を東西に貫通しておる重要路線の一部市役所の前を 24 年度の事業として現在執行しておるわけでございまして、

それを今般都市計画事業として決定するわけでございます。

議長：御質問はございませんか。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思いますが御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ないものと認め、可決決定議といたします。

次に 75 号議案に移ります。朗読をいたさせます。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

都計課長：ご説明申し上げます。菊間町は昭和 24 年の 3 月 14 日に都市計画法が適用されたわけでございまして、同町は御承知のように瓦の生産地でありますので、現在の生産の中心地の海岸地帯が松山今治路線とか菊間駅からの連絡が非常に悪くしかも幅員が狭小なために貨物自動車などの出入りが意の如くならず、本案のように駅と同地方を結ぶ路線並びに同地帯を横に走る線、この 2 線を都市計画事業として決定いたしまして現在 25 年度の事業として施行しておるわけでございます。大体以上であります。

議長：御質問はございませんか。

委員：一寸御質問申し上げます。この菊間町は小都市でございまして、幅員の関係でございまして、大体一等小路というのが幅員 7 メートルになっているのでありますが、そうでございましてね。それと二等小路というのが 4 メートル以上ということになっております。これを私の希望といたしましては 4 メートルかな？6 メートル以下ということをお願いしたいと思っております。

議長：2 等小路いうのかな？最高 6 メートル。

委員：広すぎると思うのです。

議長：7 メートルが広いというんですか。これを 6 メートルにしてくれというんですね。

都計課長：一寸説明いたします。大体ここにも 2 等小路として幅員 4 メートル以上でございましてけれども都市計画としては大体最低 6 メートルの部類が最低でございまして、現在戦災都市なんかでも区画街路にしても 6 メートルが最低でございまして、都市計画事業として国から補助を受けておりますものは重要幹線路線ということになっておりまして、12 メートル以上の府県道または重要街路には補助があるわけでございまして、従いまして菊間が今年度やっておる 8 メートルの路線に対する補助は特別なのでございまして、大体われわれとしては最低限 6 メートルにしたいと思っておりますが、差し当たり当面の重要幹線街路として国から補助を受けるためには企画もございまして、出来る限り幅員の広い道路を改修したいというような考えからこういうふうにご決定したわけでございます。またさきほど御説明申し上げましたように貨物自動車が自由に通行する為には少なくとも 6 メートル以上の道路でなければ不都合ではないかというような意味から 6 メートルにすれば最小限度かと考えております。

菊間町会議員：判りました。お願いします。

議長：それでは他に御質問はございませんか。読会を省略いたしまして採決いたしたいと思いますが御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ないものと認めまして、可決決定議といたします。

次に 76 号議案に移ります。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

都計課長：ご説明いたします。本案についてはここにございますような理由書以外に別に御説明するよう  
な点はないと思いますから省略させていただきます。

議長：他に御質問ございませんか。

委員：もう段々終わりになったようでございますが、私考えますのに、只今の太洲ともうひとつ前の菊間  
も同様でありまするが、大体この路線、都市計画事業に移して工事をやらぬとする路線だけを選び  
まして指定されるというようなことになっておるようでございます。これは御承知の通り、都市計  
画というものは第 1 条にもあるように、交通、衛生、保安、経済に付き公共の重要な施設を法的  
にきめるだということになっておりますので、かくの如き、ここと思うところを抜き抜きに思いつ  
いたよさそうな線を選んでやるということは後の為全体に総合計画がきまったのにそれだけをや  
るとすることは非常に無理があるのではなからうかと、後からそれよりいい線が出てきたら連絡関  
係を利用してその線が有効になったら衰えたりするのでありますから総合計画がきまってからやら  
れる方がいいのではないかと思います。非常に仕事は急ぐこととありますのでやむを得んと思いま  
すが、大体太洲のごときは昭和 9 年にすでに都市計画として決定せられてその区域がきまっておる  
ようなこととありますが、それが今日までまだあらゆる元というものがきまってないということは、  
すでに遅れておると思っておりますが、これらはやはり総合的に考えなければ後でもっとこっちへ寄せた  
らよかったと幅員をもっと広げておけばよかったというようなことが時々あるものでございますが、  
今のお話のように、さきの計画課長さんのお話のように大体準備ができていないんだと図面がない、  
図面が足りないというようなお話があったと思っておりますが、そんな点があるかとも思いますが、当該  
町村におかれては自分らが将来伸びてゆく目標でありますので測量費の如きものは惜しまないで調  
査していつでも計画が建つような図面を先ず準備させておかれるということが大切なことである  
と思っております。これがないと、具体的にいうと補助が出そうだからやってもらうというようなことがあ  
っても本当は都市計画として前から検討して総合的にきまっておるものでなければ本当に価値をこ  
の席上で論ずることは無理である。このような意味で将来はできるだけそういうような、そこに困  
難な無理なところはやはり地元の熱意としてはまだ残ってあると思うのであります。この辺とくに  
都市計画の為に考え願いたい。本案はこれで差し当たりもうすでに補助の対象になってあるわけ  
でありますので、これでやむを得るのでありまするが、どうか将来ともよろしく願いたいします。

都計課長：お答えいたします。お話御尤もであると思はしますし、本省の方からの指令も御意見のよう  
にありまして、太洲の一部路線を決めたのはただ単に街路を決定する三千分の一の平面図  
はございませんけれども五万分の一の図面とかその他の一般平面図もございまして、一万分の  
一の図面もございまして、大体の街路網の案はできております。その一部分として 25 年度事業  
計画をしたわけでありまして、お話のように総合的な計画の一部分として実施しておるわけであり  
まして、決してただ単にここ一部ではございません。その点一つご了承願ったらと思はします。

委員：それもこの際していただいて、さきに言った他の土地の方に総合的に考えて戴いて課長さんのお話  
でできておるような、それも一つ出していただいて。

都計課長：一寸私実は街路網を決定するのに三千分の一の図面がなければならぬ、それをやるには町村も  
現在費用がないし、いままでは最初は経費を県が持っておりましたとしても地盤沈下のいろいろな  
仕事がございますのでそこまで手が回らないで非常に遺憾と思はしますが、現状としてはこれ以上やり

かねる。あなたの言われたことは御尤もだと思いますけれども総合的な計画を一応一万分の一の図面でやっておるわけでありまして、街路決定は三千分の一以上でなければならない、案は一万分の一の図面でもできるのでありまして、それによってその一部を具体化してゆくことになっております。

委員：それでは部長さんをお願いいたします。結局は人手が足らぬとか財政が不如意とかいうことに帰するようではありますが、これはとくに都市計画は今日我が国でよほど外国に遅れておると思います。ただ国民の福利増進のために特に大切なことで百年の大計でありまするが、とくに今後ともよくご配慮を特別をお願いいたします。

議長：承知いたしました。図面ができぬから遅れておるということでありましてできるだけ早くいたしたいと思っております。他に御質問はございませんか。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思っておりますが御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ないものと認めまして、可決決定議といたします。

次に 77 号議案に移ります。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

都計課長：ご説明いたします。ここの理由書にもありますように、私の方で今般川之石に都市計画法を適用せんといたしたのでございますが、都市計画法は人口一万以上の都市に適用するというのが規定になっておりますので、川之石といたしましては人口 7,500 くらいしかございませんから接続しておる宮内村の一部を含めれば一万以上になりますし、現在の川之石に繋がっておる部分は殆ど川之石と一体になっておるのでありまして、今般宮内の一部を川之石町に含めて同時に都市計画法を適用いたしたいと思ひまして本案のように提案したのでございます。

議長：他に御質問はございませんか。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思ひますが御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ないものと認めまして、可決決定議といたします。

次に 78 号議案に移ります。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

都計課長：理由書にもございますように、本事業個所は今治市の戦災地と駅裏の住宅地とを連絡する街路でございます。今治市の駅裏一帯は文教の中心であり、しかもまた住居地域でございます、住居の隣接しておるところでございます。しかるに施行しようとする箇所は幅員が非常に狭く鉄道との平面交差をやっておるところでございます交通事故の非常に頻繁なためにこれは 25 年度の連絡街路といたしまして、都市計画事業で拡幅したいと考へまして提案いたしました次第であります。

議長：他に御質問はございませんか。それでは読会を省略いたしまして採決いたしたいと思ひますが御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ないものと認めまして、可決決定議といたします。

以上で本日ご審議を願ひまして全議案を議了致しました。非常にご多忙のところありがとうございました。これをもって閉会といたします。